

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 25 年 10 月 30 日西設相シ第 32 号）</u> <u>この改正規定は、平成 25 年 11 月 6 日から実施します。</u></p>

第 27 節 形態 1 5
(網構成)
(略)
(インタフェース仕様)
第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1、27. 2、27.3 又は 27.4 のいずれか 1 つのとおりとします。
(その他接続に必要な事項)
(略)

第 27 節 形態 1 5
(網構成)
(略)
(インタフェース仕様)
第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1、27. 2、27.3 若しくは 27.4 又は 27.1 及び 27.4 双方 のいずれか 1 つのとおりとします。
(その他接続に必要な事項)
(略)